

第三者委員会の設置について

本日開催の臨時理事会において、元理事及び前理事長による不正事案に関しまして、これまで法人監事の下に設置しておりました調査チームとは別に、事実関係の調査、原因の分析及び再発防止策の策定への提言等を目的とする第三者委員会を下記のとおり設置することといたしました。

併せて、本学として第三者委員会の調査に全面的かつ誠実に協力すること、及び、本学の役職員や取引先等に対して第三者委員会の調査に協力したことを理由として不利益な処分・措置等をしないことを、決議しております。

第三者委員会においては、日本弁護士連合会が定める「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に則り、本学及びその関連組織とこれまでに利害関係の一切ない弁護士により、中立公正な立場から調査が実施されることとなります。

本学といたしましては、第三者委員会の調査に全面的に協力するとともに、調査結果を真摯に受け止め、これを尊重して対処に当たり、信頼回復に努めてまいり所存でございます。

記

1 委員会名

「元理事及び前理事長による不正事案に係る第三者委員会」

委嘱事項

- (1)元理事らが起訴された背任事件2件及び前理事長が起訴された所得税法違反事件にかかる①事実関係の調査、②原因の分析、③再発防止策の策定への提言
- (2)原因分析を踏まえた責任の所在
- (3)株式会社日本大学事業部につき、類似する不正事案等の有無の調査
- (4)上記調査の過程で、第三者委員会が必要であると認めた事項

2 委員構成

| | | | |
|-----|-----|-----|-----|
| 委員長 | 橋本 | 副孝 | 弁護士 |
| 委員 | 早稲田 | 祐美子 | 弁護士 |
| 委員 | 垣内 | 正 | 弁護士 |

3 スケジュール

- ① 設 置 日 令和4年1月21日 (金)
- ② 調査報告書提出 令和4年3月末日 (予定)

(参考) 委員の略歴

橋本 副孝

昭和54年 弁護士登録
平成20年 東京八丁堀法律事務所 代表弁護士
平成24年 第二東京弁護士会会長 (～平成25年3月)
日本弁護士連合会副会長 (～平成25年3月)

早稲田 祐美子

昭和60年 弁護士登録
平成25年 東京六本木法律特許事務所 パートナー弁護士
平成28年 第二東京弁護士会会長 (～平成29年3月)
日本弁護士連合会副会長 (～平成29年3月)

垣内 正

昭和61年 判事補任官
平成30年 東京地方裁判所長
令和3年 奥野総合法律事務所・外国法共同事業 客員弁護士

令和4年1月21日
学校法人日本大学